

名古屋市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定 について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第23条第1項の規定に基づき、教育に関する事務のうち、スポーツに関する事務を市長が管理し、及び執行することとするため、名古屋市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を制定する必要がありますが、この条例の制定については、同法第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

令和2年2月7日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

記

1 制定の趣旨

地教行法の一部改正により、平成20年4月から、条例の定めるところにより、教育委員会が管理し、及び執行するスポーツに関する事務を、長において地域振興等の関連行政と一元的に所掌できることとなりました。

本市においては、令和8年度に第20回アジア競技大会の開催が予定されており、大会を一過性のイベントに終わらせるのではなく、スポーツの持つ幅広い価値を、本市を取り巻く課題の解決に活用していく必要があります。

本市は、アジア競技大会の開催を契機とする市民のスポーツへの関心の高まりを通じて、市民の健康を増進させ、また市民のスポーツを支える機会を通じて、地域活動の活性化を推進させる等のため、名古屋市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を新たに制定します。

2 内容

地教行法第23条第1項第2号に掲げる教育に関する事務（スポーツに関する事務）は、市長が管理し、及び執行することとします。

3 関係条例の整理

名古屋市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴い、次の条例の規定を整理します。

- (1) 名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会条例（平成31年名古屋市条例第32号）
- (2) 名古屋市スポーツ推進審議会条例（昭和57年名古屋市条例第16号）
- (3) 名古屋市総合体育館条例（昭和62年名古屋市条例第6号）
- (4) 名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号）
- (5) 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例（昭和58年名古屋市条例第14号）
- (6) 名古屋市港サッカー場条例（平成5年名古屋市条例第9号）
- (7) 名古屋市志段味スポーツランド条例（昭和60年名古屋市条例第29号）
- (8) 名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）
- (9) 名古屋市名城庭球場条例（昭和41年名古屋市条例第5号）

4 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

5 条例案

別紙のとおり

(案)

令和 2 年第 号議案

名古屋市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定
について

名古屋市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 2 年 2 月 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第23条第 1 項の規定に基づき、同項第 2 号に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会条例の一部改正）
- 2 名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会条例（平成31年名古屋市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 1 条、第 2 条、第 4 条、第 5 条第 1 項及び附則第 2 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

（名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会条例の一部改正に伴

う経過措置)

- 3 施行日の前日現に名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会の委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後の名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会条例第4条第1項の規定により、名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会の委員として委嘱されたものとみなす。

(名古屋市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

- 4 名古屋市スポーツ推進審議会条例(昭和57年名古屋市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(名古屋市スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 施行日の前日現に名古屋市スポーツ推進審議会の委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後の名古屋市スポーツ推進審議会条例第3条第1項の規定により、名古屋市スポーツ推進審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日における前項の規定による改正前の名古屋市スポーツ推進審議会条例第3条第1項の規定により委嘱された名古屋市スポーツ推進審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(名古屋市総合体育館条例の一部改正)

- 6 名古屋市総合体育館条例(昭和62年名古屋市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号」を「次」に改め、同条第6号中「教育委員会(以下「委員会」という。)」を「市長」に改める。

第3条第1項中「委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改め、同項第1号中「みだす」を「乱す」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第4条第2項及び第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第5条第1項第2号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第6条ただし書及び第6条の2第1項中「委員会」を「市長」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「委員会」を「市長」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第4号中「みだした」を「乱した」に、「みだす」を「乱す」に改める。

第8条中「委員会」を「市長」に改める。

第11条第1項中「委員会は」を「市長は」に、「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会に」を「市長に」に改め、同条第3項及び第4項中「委員会」を「市長」に改める。

第12条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第13条第4号中「委員会」を「市長」に改める。

第14条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第1備考、別表第2専用使用（アーチェリー場及び弓道場を除く。）の表備考、別表第2専用使用（アーチェリー場及び弓道場に限る。）の表備考及び別表第3備考中「委員会」を「市長」に改める。

（名古屋市体育館条例の一部改正）

7 名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第5号中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第2条並びに第3条第2項及び第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項第2号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第5条ただし書及び第5条の2第2項ただし書中「委員会」を「市長」に改める。

第5条の3第1項各号列記以外の部分中「委員会」を「市長」に改め、同項第2号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第5条の4ただし書及び第5条の5第1項中「委員会」を「市長」に改め

る。

第6条中「次の各号の一にあたる」を「市長は、次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条第1号中「みだす」を「乱す」に改め、同条第3号中「委員会」を「市長」に改める。

第7条の見出し中「使用許可」を「使用の許可」に改め、同条中「委員会」を「市長」に、「使用許可」を「使用の許可」に、「つけ」を「付け」に改める。

第8条の見出しを「（使用の許可の取消し等）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

第8条第1号中「基く」を「基づく規則の」に改め、同条第2号中「使用許可」を「使用の許可」に改める。

第9条中「委員会」を「市長」に、「ことがある」を「ことができる」に改める。

第10条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第12条第1項本文中「委員会」を「市長」に、「教育委員会規則」を「規則」に改め、同項ただし書中「委員会」を「市長」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会に」を「市長に」に改め、同条第3項及び第4項中「委員会」を「市長」に改める。

第13条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第14条第5号中「委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第1備考第5号、別表第2 1専用使用の表備考第5号、別表第3 1専用使用の表備考第6号、別表第4 1専用使用の表備考第6号、別表第5 1専用使用の表備考第6号、別表第6 1専用使用の表備考第6号及び別表第8 1専用使用の表備考第6号中「委員会」を「市長」に改める。

（名古屋市スポーツトレーニングセンター条例の一部改正）

8 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例（昭和58年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「みだす」を「乱す」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第3条第2項及び第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項第2号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第5条ただし書及び第5条の2第1項中「委員会」を「市長」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「委員会」を「市長」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第4号中「みだした」を「乱した」に、「みだす」を「乱す」に改める。

第8条第1項中「委員会は」を「市長は」に、「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会に」を「市長に」に改め、同条第3項及び第4項中「委員会」を「市長」に改める。

第9条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第10条第4号中「委員会」を「市長」に改める。

第11条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第1備考第5号中「委員会」を「市長」に改める。

（名古屋市港サッカー場条例の一部改正）

9 名古屋市港サッカー場条例（平成5年名古屋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改め、同項第1号中「みだす」を「乱す」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第3条第2項及び第3項、第4条並びに第5条ただし書中「委員会」を「市長」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第4号中「みだした」を「乱した」に、「みだす」を「乱す」に改める。

第7条中「委員会」を「市長」に改める。

第10条第1項中「委員会は」を「市長は」に、「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会に」を「市長に」に改め、同条第3項及び第4項中「委員会」を「市長」に改める。

第11条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第12条第4号中「委員会」を「市長」に改める。

第13条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表備考中「委員会」を「市長」に改める。

(名古屋市志段味スポーツランド条例の一部改正)

- 10 名古屋市志段味スポーツランド条例（昭和60年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改め、同項第1号中「みだす」を「乱す」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第3条第2項及び第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項第2号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第5条ただし書、第5条の2第1項及び第6条中「委員会」を「市長」に改める。

第8条中「次の各号」を「次」に改め、同条第2号中「みだす」を「乱す」に改め、同条第3号中「委員会」を「市長」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第11条第1項中「委員会は」を「市長は」に、「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会に」

を「市長に」に改め、同条第3項及び第4項中「委員会」を「市長」に改める。

第12条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第13条第4号中「委員会」を「市長」に改める。

第14条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第1 1 専用使用（屋外施設）の表備考及び別表第1 2 専用使用（屋内施設）の表備考中「委員会」を「市長」に改める。

（名古屋市プール条例の一部改正）

11 名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項及び第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第3条第2項ただし書中「委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「委員会」を「市長」に改め、同項第2号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第5条ただし書並びに第6条第2項及び第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第7条第1項第2号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第8条ただし書及び第8条の2第1項中「委員会」を「市長」に改める。

第8条の3各号列記以外の部分中「委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第9条第1項及び第3項並びに第10条中「委員会」を「市長」に改める。

第12条第1項中「委員会は」を「市長は」に、「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会に」を「市長に」に改め、同項に項番号を付し、同条第3項中「委員会」を「市長」に改め、同項に項番号を付し、同条第4項中「委員会」を「市長」に改め、同項に項番号を付する。

第13条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同項に項番号を付し、同条第3項中「委員会」を「市長」に改め、同項及び同条第4項に項番号を付する。

第14条第2号中「使用許可」を「使用の許可」に改め、同条第5号中「委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第1 1 専用使用の表備考第2号中「委員会」を「市長」に改める。

(名古屋市名城庭球場条例の一部改正)

- 12 名古屋市名城庭球場条例（昭和41年名古屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会は」を「市長は」に改め、「委員会が」を削る。

第4条第2項及び第3項、第5条並びに第6条ただし書中「委員会」を「市長」に改める。

第7条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3号中「委員会」を「市長」に改める。

第8条中「委員会」を「市長」に改める。

第12条第1項中「委員会は」を「市長は」に、「教育委員会規則」を「規則」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会に」を「市長に」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第13条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第14条第4号中「委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第1備考中「委員会」を「市長」に改める。

(名古屋市総合体育館条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 13 施行日前に附則第6項の規定による改正前の名古屋市総合体育館条例、附則第7項の規定による改正前の名古屋市体育館条例、附則第8項の規定による改正前の名古屋市スポーツトレーニングセンター条例、附則第9項の規定

による改正前の名古屋市港サッカー場条例、附則第10項の規定による改正前の名古屋市志段味スポーツランド条例、附則第11項の規定による改正前の名古屋市プール条例若しくは前項の規定による改正前の名古屋市名城庭球場条例（以下「改正前条例等」という。）の規定によりされた承認その他の行為又は施行日前に現に改正前条例等の規定によりされている申請その他の手続は、それぞれ附則第6項の規定による改正後の名古屋市総合体育館条例、附則第7項の規定による改正後の名古屋市体育館条例、附則第8項の規定による改正後の名古屋市スポーツトレーニングセンター条例、附則第9項の規定による改正後の名古屋市港サッカー場条例、附則第10項の規定による改正後の名古屋市志段味スポーツランド条例、附則第11項の規定による改正後の名古屋市プール条例又は前項の規定による改正後の名古屋市名城庭球場条例の相当の規定によりされたものとみなす。

（理 由）

この案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、教育に関する事務のうち、スポーツに関する事務を市長が管理し、及び執行する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

1 名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会条例 (抜すい)

(設置)

第1条 本市に市長
教育委員会の附属機関として、名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長
教育委員会の諮問に応じ、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）に基づき行う本市が設置する名古屋市瑞穂公園陸上競技場の整備等の事業（法に準じて行うものを含む。）を実施する民間事業者の選定に関する事項について調査審議し、その結果を市長
教育委員会に答申する。

2 審議会は、前項に掲げる事項について、必要があると認めるときは、市長
教育委員会に意見を述べることができる。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、市長
教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱された日から第2条第1項の諮問に対する答申を市長
教育委員会が受けた日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は市長
教育委員会が特に必要と認める者のうちから、調査審議事項を明示して市長
教育委員会が委嘱する。

2 (略)

附 則

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条第1項の諮問に対する答申を市長
教育委員会が受けた日限り、その効力を失う。

2 名古屋市スポーツ推進審議会条例（抜すい）

(委員)

第3条 委員は、スポーツに関し学識経験のある者その他市長
教育委員会が必要と認める者のうちから、市長
教育委員会が委嘱する。

2 }
3 } (略)

4 市長
教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、任期中においても、委員を解任することができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則
教育委員会規則で定める。

3 名古屋市総合体育館条例（抜すい）

(事業)

第2条 名古屋市総合体育館（以下「総合体育館」という。）は、前条の目的を達成するため、次
次の各号に掲げる事業を行う。

(1) }
{ } (略)
(5) }

- (6) その他~~市長~~教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業
（使用の許可）

第3条 総合体育館の別表第1から別表第3までに掲げる施設を使用しようとする者は、~~市長~~委員会の許可を受けなければならない。

- 2 ~~市長~~委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を~~乱す~~みだすおそれがあるとき。

(2) （略）

- 3 ~~市長~~委員会は、第1項の許可に際して、総合体育館の管理上必要な条件を付けることができる。

（利用料金）

第4条 （略）

- 2 利用料金の額は、別表第1から別表第3までに定める基準額に0.7を乗じて得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が~~市長~~委員会の承認を得て定める額とする。

- 3 使用者は、利用料金を指定管理者が~~市長~~委員会の承認を得て定める期限までに納付しなければならない。

- 4 （略）

（利用料金の減免）

第5条 指定管理者は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額を、前条第2項の規定により定めた1回券の利用料金の額（駐車場の利用料金の額を除く。）から減免する。ただし、第1号に定める額を減免した後の利用料金の額が100円未満となる場合の利用料金の額は、100円とする。

(1) （略）

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害

者手帳の交付を受けている者その他の~~規則~~教育委員会規則で定める者 当該利用料金の全額

2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、市長
委員会が特別の事由があると認めたときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第6条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長
委員会が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(共通回数券及び共通定期券)

第6条の2 総合体育館の25メートル温水プール及びトレーニング室を使用しようとする者は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長
委員会が作成する25メートル温水プール及びトレーニング室に係る共通回数券及び共通定期券(以下「共通券」という。)を提出し、又は提示することによっても使用することができる。

2 }
3 } (略)

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長
委員会は、次の各号のいずれかに
一に該当するときは、使用の許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則
教育委員会規則の規定に違反したとき。

(2) }
(3) } (略)

(4) 公の秩序又は善良な風俗を乱した
みだしたとき、又は乱す
みだすおそれがあるとき。

(5) (略)

(特別の設備)

第8条 使用者は、総合体育館の施設に特別の設備を設け、又は原状を変更しようとするときは、あらかじめ市長
委員会の承認を受けなければならない。

(指定管理者の指定の手続)

第11条 市長
委員会は、総合体育館の指定管理者の指定をしようとするときは、規
教
則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理

の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2 総合体育館の指定管理者の指定を受けようとする者は、規則
教育委員会規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長
委員会に提出しなければならない。

3 市長
委員会は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

(1) }
{ (略)
(5) }

4 市長
委員会は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 (略)

2 前項の総合体育館の休館日及び使用時間は、規則
教育委員会規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長
委員会との協議により、休館日に開館し、又は使用時間以外の時間に使用させることができる。

4 (略)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第13条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) }
{ (略)
(3) }

(4) その他市長
委員会が定める業務
(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則
教育委員会規則で定める。

別表第1 レインボーホール

(略)
備考
1 (略)
2 管理上支障がない場合で特別の事由があると認めたときは、使用時間の前後に接続する時間

	について使用時間と併せて、又は使用時間を区切って、それぞれその使用を許可できるものとし、これらの場合の利用料金の基準額は、 <u>市長</u> が定める額とする。 委員会
3 4	（略）
5	第8条の規定による承認を受けて特別の設備を設けた場合及び特別の器具等を使用する場合における電気、ガス及び水道の料金については、指定管理者が <u>市長</u> の承認を得て認定する実 委員会 費相当額を利用料金に加算する。
6	附属設備の利用料金の基準額は、附属設備の品目ごとに <u>市長</u> が定める額とする。 委員会

別表第2 体育施設等

専用使用（アーチェリー場及び弓道場を除く。）

	（略）
備考	
1	（略）
2	管理上支障がない場合で特別の事由があると認めたときは、使用時間の前後に接続する時間について使用時間と併せてその使用を許可できるものとし、この場合の利用料金の基準額は、 <u>市長</u> が定める額とする。 委員会
3 4 10	（略）
11	第8条の規定による承認を受けて特別の設備を設けた場合及び特別の器具等を使用する場合における電気、ガス及び水道の料金については、指定管理者が <u>市長</u> の承認を得て認定する実 委員会 費相当額を利用料金に加算する。
12	附属設備の利用料金の基準額は、附属設備の品目ごとに <u>市長</u> が定める額とする。 委員会

専用使用（アーチェリー場及び弓道場に限る。）

	（略）
備考	
1	（略）
2	管理上支障がない場合で特別の事由があると認めたときは、使用時間の前後に接続する時間について使用時間と併せてその使用を許可できるものとし、この場合の利用料金の基準額は、 <u>市長</u> が定める額とする。 委員会
3	（略）
4	第8条の規定による承認を受けて特別の設備を設けた場合及び特別の器具等を使用する場合における電気、ガス及び水道の料金については、指定管理者が <u>市長</u> の承認を得て認定する実 委員会 費相当額を利用料金に加算する。
5	附属設備の利用料金の基準額は、附属設備の品目ごとに <u>市長</u> が定める額とする。 委員会

個人使用

（略）

別表第3 文化施設

	（略）
備考	
1	（略）
2	管理上支障がない場合で、特別の事由があると認めたときは、使用時間の前後に接続する時間について使用時間と併せてその使用を許可できるものとし、この場合の利用料金の基準額は、

市長
委員会が定める額とする。

3 (略)

4 第8条の規定による承認を受けて特別の設備を設けた場合及び特別の器具等を使用する場合における電気、ガス及び水道の料金については、指定管理者が市長
委員会の承認を得て認定する実費相当額を利用料金に加算する。

5 附属設備の利用料金の基準額は、附属設備の品目ごとに市長
委員会が定める額とする。

4 名古屋市体育館条例（抜すい）

（事業）

第1条の2 (略)

2 前項のほか、体育館（名古屋市体育館を除く。）は、前条の目的を達成するため、次
次の各号に掲げる事業を行う。

(1) }
{ (略)
(4) }

(5) その他市長
教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業
（使用の許可）

第2条 体育館を使用しようとする者は、市長
委員会の許可を受けなければならない。
い。

（利用料金）

第3条 (略)

2 名古屋市体育館等の使用者は、利用料金を指定管理者が市長
委員会の承認を得て定める期限までに納付しなければならない。

3 利用料金の額は、別表第1から別表第6までに定める基準額に0.7を乗じて得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長
委員会の承認を得て定める額とする。ただし、駐車場の利用料金の額は、別表第7に定める額とする。

4 (略)

（利用料金の減免）

第4条 指定管理者は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額を、前条第3項の規定により定めた1回券の利用料金の額から減免する。ただし、第1号に定める額を減免した後の利用料金の額が100円未満となる場合の利用料金の額は、100円とする。

(1) (略)

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者その他の規則
教育委員会規則で定める者 当該利用料金の全額

2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、市長
委員会が特別の事由があると認めたときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第5条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長
委員会が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料)

第5条の2 (略)

2 前項の使用料は、使用の許可と同時に納付しなければならない。ただし、市長
委員会が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

3 (略)

(使用料の減免)

第5条の3 市長
委員会は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額を、別表第8に規定する1回券の使用料の額から減免する。ただし、第1号に定める額を減免した後の使用料の額が100円未満となる場合の使用料の額は、100円とする。

(1) (略)

(2) 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者その他の規則
教育委員会規則で定める者 当該使用料の全額

2 前項に定めるもののほか、市長
委員会は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第5条の4 既納の使用料は還付しない。ただし、市長
委員会において特別の事由
があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(共通回数券及び共通定期券)

第5条の5 体育館のプール、弓道練習場及びトレーニング室を使用しようと
する者は、第3条第1項及び第5条の2第1項の規定にかかわらず、市長
委員会
が作成するプール及びトレーニング室に係る共通回数券並びにプール、弓道
練習場及びトレーニング室に係る共通定期券（以下「共通券」と総称する。）
を提出し、又は提示することによっても使用することができる。

2 }
3 } (略)

(使用の不許可)

第6条 市長は、一次の各号のいずれかに該当する
一にあたるときは、使用を許可しない。

(1) 善良な風俗を乱す
みだすおそれがあると認めたとき。

(2) (略)

(3) その他市長
委員会において必要があると認めたとき。

(使用の許可
使用許可の条件)

第7条 市長
委員会は、使用の許可
使用許可について管理上必要な条件を付け
つけ、又は保証人
を定め若しくは保証金を納付させることができる。

(使用の許可の取消し等
使用許可の変更及び取消)

第8条 市長は、一次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可
委員会は、使用許可
の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可
使用許可を取り消すことが
できる
ある。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の
基く規定に違反したとき。

(2) 使用の許可
使用許可の条件に違反したとき。

(3) (略)

(入場者数の制限)

第9条 市長
委員会において特に必要があると認めたときは、入場者の数を制限することができる。
ある。

(特別の設備等)

第10条 (略)

2 使用者が前項の義務を履行しなかったときは、市長
委員会がこれを執行してその費用を徴収する。

(指定管理者の指定の手続)

第12条 市長
委員会は、体育館の指定管理者の指定をしようとするときは、規則
教育委員会規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。ただし、名古屋市守山スポーツセンターにあつては、市長
委員会は、当該施設の性質等に鑑み、第3項第1号から第3号までに掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定するものとする。

2 体育館の指定管理者の指定を受けようとする者は、規則
教育委員会規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長
委員会に提出しなければならない。

3 市長
委員会は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

(1) }
{ (略)
(4) }

4 市長
委員会は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 (略)

- 2 前項の体育館の休館日及び使用時間は、規則
教育委員会規則で定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長
委員会との協議により、休館
日に開館し、又は使用時間以外の時間に使用させることができる。
- 4 (略)
- (指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) }
() } (略)
(4) }

- (5) その他 市長
委員会が定める業務
(委任規定)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則
教育委員会規則で定める。

別表第1

名古屋市体育館

(略)
備考
1 } () } (略) 4 }
5 附属設備の利用料金の基準額は、附属設備の品目ごとに <u>市長</u> <u>委員会</u> が定める額とする。

別表第2

名古屋市露橋スポーツセンター

1 専用使用

(略)
備考
1 } () } (略) 4 }
5 附属設備の利用料金の基準額は、附属設備の品目ごとに <u>市長</u> <u>委員会</u> が定める額とする。

2 個人使用

(略)

別表第3

名古屋市枇杷島スポーツセンター、名古屋市緑スポーツセンター、名古屋市
北スポーツセンター、名古屋市中村スポーツセンター、名古屋市千種スポー

ツセンター及び名古屋市東スポーツセンター

1 専用使用

(略)
備考 1 } 5 } (略) 6 附属設備の利用料金の基準額は、附属設備の品目ごとに市長 委員会が定める額とする。

2 個人使用

(略)

別表第 4

名古屋市稲永スポーツセンター

1 専用使用

(略)
備考 1 } 5 } (略) 6 附属設備の利用料金の基準額は、附属設備の品目ごとに市長 委員会が定める額とする。

2 個人使用

(略)

別表第 5

名古屋市天白スポーツセンター及び名古屋市名東スポーツセンター

1 専用使用

(略)
備考 1 } 5 } (略) 6 附属設備の利用料金の基準額は、附属設備の品目ごとに市長 委員会が定める額とする。

2 個人使用

(略)

別表第 6

名古屋市中スポーツセンター及び名古屋市昭和スポーツセンター

1 専用使用

(略)
備考 1 } 5 } (略)

6 附属設備の利用料金の基準額は、附属設備の品目ごとに <u>市長</u> が定める額とする。 <u>委員会</u>

2 個人使用

(略)

別表第 8

名古屋市守山スポーツセンター

1 専用使用

(略)
備考 1 } { (略) 5 } 6 附属設備の使用料の額は、附属設備の品目ごとに <u>市長</u> が定める額とする。 <u>委員会</u>

2 個人使用

(略)

5 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例（抜すい）

（使用の許可）

第 2 条 スポーツトレーニングセンター（以下「センター」という。）の別表

第 1 に掲げる施設を使用しようとする者は、市長
教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 市長
委員会は、次の各号のいずれかに一に該当するときは、使用を許可しない。

(1) 善良な風俗を乱すみだすおそれがあるとき。

(2) （略）

3 市長
委員会は、第 1 項の許可に際して、センターの管理上必要な条件を付けることができる。

（利用料金）

第 3 条 （略）

2 使用者は、利用料金を指定管理者が市長
委員会の承認を得て定める期限までに納付しなければならない。

3 利用料金の額は、別表第1に定める基準額に0.7を乗じて得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。ただし、名古屋市上社レクリエーションルームの駐車場の利用料金の額は、別表第2に定める額とする。

4 (略)

(利用料金の減免)

第4条 指定管理者は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額を、前条第3項の規定により定めた1回券の利用料金の額から減免する。ただし、第1号に定める額を減免した後の利用料金の額が100円未満となる場合の利用料金の額は、100円とする。

(1) (略)

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者その他の規則で定める者 当該利用料金の全額

2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、市長が特別の事由があると認めたときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第5条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(共通回数券及び共通定期券)

第5条の2 名古屋市黒川スポーツトレーニングセンターのトレーニング室を使用しようとする者は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が作成する共通回数券及び共通定期券（以下「共通券」という。）を提出し、又は提示することによっても使用することができる。

2 }
3 } (略)

(使用の許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件

を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則
教育委員会規則の規定に違反したとき。

(2) }
(3) } (略)

(4) 善良な風俗を乱した
みだしたとき、又は乱す
みだすおそれがあるとき。

(5) (略)

(指定管理者の指定の手続)

第8条 市長
委員会は、センターの指定管理者の指定をしようとするときは、規則
教育

委員会規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の
基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2 センターの指定管理者の指定を受けようとする者は、規則
教育委員会規則で定

めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長
委員会に提出しなければならない。

3 市長
委員会は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

(1) }
() } (略)
(4) }

4 市長
委員会は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、
その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条 (略)

2 前項のセンターの休館日及び使用時間は、規則
教育委員会規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長
委員会との協議により、休館
日及び使用時間以外の時間に開館することができる。

4 (略)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第10条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) }
{ (略)
(3) }

- (4) その他 市長
委員会 が定める業務
(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則
教育委員会規則 で定める。

別表第 1

(略)
備考 1 } { (略) 4 }
5 その他の附属設備の利用料金の基準額は、附属設備の種類又は品目ごとに <u>市長</u> <u>委員会</u> が定める 額とする。

6 名古屋市港サッカー場条例（抜すい）

(使用の許可)

第 2 条 名古屋市港サッカー場（以下「サッカー場」という。）を使用しようとする者は、市長
教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。

- 2 市長
委員会 は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を 乱す
みだす おそれがあるとき。

(2) (略)

- 3 市長
委員会 は、第 1 項の許可に際して、サッカー場の管理上必要な条件を付けることができる。

(利用料金)

第 3 条 (略)

- 2 使用者は、利用料金を指定管理者が 市長
委員会 の承認を得て定める期限までに

納付しなければならない。

- 3 利用料金の額は、別表に定める基準額に 0.7 を乗じて得た額から当該基準額に 1.3 を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長
委員会の承認を得て定める額とする。

4 (略)

(利用料金の減免)

第 4 条 指定管理者は、市長
委員会が特別の事由があると認めたときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第 5 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長
委員会が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第 6 条 市長
委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則
教育委員会規則の規定に違反したとき。

(2) } (略)

(3) }

(4) 公の秩序又は善良な風俗を乱した
みだしたとき、又は乱す
みだすおそれがあるとき。

(5) (略)

(特別の設備)

第 7 条 使用者は、サッカー場の施設に特別の設備を設け、又は原状を変更しようとするときは、あらかじめ市長
委員会の承認を受けなければならない。

(指定管理者の指定の手続)

第 10 条 市長
委員会は、サッカー場の指定管理者の指定をしようとするときは、規
則
教育委員会規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2 サッカー場の指定管理者の指定を受けようとする者は、規則教育委員会規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長委員会に提出しなければならない。

3 市長委員会は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

(1) }
{ (略)
(4) }

4 市長委員会は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 (略)

2 前項のサッカー場の休場日及び供用時間は、規則教育委員会規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長委員会との協議により、休場日及び供用時間以外の時間に開場することができる。

4 (略)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第12条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) }
{ (略)
(3) }

(4) その他市長委員会が定める業務
(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則教育委員会規則で定める。

別表

(略)
備考 1 (略) 2 管理上支障がない場合で特別の事由があると認めたときは、使用時間の前後に接続する時間について使用時間と併せてその使用を許可できるものとし、この場

合の利用料金の基準額は、市長
委員会が定める額とする。

- 3 入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときの利用料金の基準額は、この表に定める額に2を乗じて得た額以内で市長
委員会が定める額とする。
- 4 前号の規定にかかわらず、営利を目的とし、入場料等を徴収するときの利用料金の基準額は、この表に定める額に2を乗じて得た額に入場料等を徴収して得た収入の総額に100分の10以内で市長
委員会が定める率を乗じて得た額を加算した額とする。
- 5 （略）
- 6 サッカー場に係る夜間照明のための電気料金については、指定管理者が市長
委員会の承認を得て認定する実費相当額を利用料金に加算する。
- 7 附属設備の利用料金の基準額は、附属設備の種類又は品目ごとに市長
委員会が定める額とする。

7 名古屋市志段味スポーツランド条例（抜すい）

（使用の許可）

第2条 名古屋市志段味スポーツランド（以下「スポーツランド」という。）の別表第1に掲げる施設（以下「スポーツランドの有料施設」という。）を使用しようとする者は、市長
教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。

- 2 市長
委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す
みだすおそれがあるとき。

(2) （略）

- 3 市長
委員会は、第1項の許可に際して、スポーツランドの管理上必要な条件を付けることができる。

（利用料金）

第3条 （略）

- 2 使用者は、利用料金を指定管理者が市長
委員会の承認を得て定める期限までに納付しなければならない。

- 3 利用料金の額は、別表第1に定める基準額に0.7を乗じて得た額から当該

基準額に 1.3 を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長
委員会の承認を得て定める額とする。

4 (略)

(利用料金の減免)

第 4 条 指定管理者は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額を、前条第 3 項の規定により定めた 1 回券の利用料金の額から減免する。ただし、第 1 号に定める額を減免した後の利用料金の額が 100 円未満となる場合の利用料金の額は、100 円とする。

(1) (略)

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者その他の規則
教育委員会規則で定める者 当該利用料金の全額

2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、市長
委員会が特別の事由があると認めたときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第 5 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長
委員会が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(共通回数券及び共通定期券)

第 5 条の 2 スポーツランドのトレーニング室を使用しようとする者は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、市長
委員会が作成するトレーニング室に係る共通回数券及び共通定期券（以下「共通券」という。）を提出し、又は提示することによっても使用することができる。

2 }
3 } (略)

(特別の設備)

第 6 条 スポーツランドの施設を使用しようとする者がスポーツランドの施設に特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ市長
委員会の承認を受けなければならない。

(行為の禁止)

第8条 スポーツランドにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) (略)

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すみだす行為をすること。

(3) その他スポーツランドの管理上支障を及ぼすおそれのある行為で市長委員会が定めるものをする事。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の停止若しくはスポーツランドからの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則教育委員会規則の規定に違反したとき。

(2) }
{ (略)
(4) }

(指定管理者の指定の手續)

第11条 市長委員会は、スポーツランドの指定管理者の指定をしようとするときは、規則教育委員会規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2 スポーツランドの指定管理者の指定を受けようとする者は、規則教育委員会規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長委員会に提出しなければならない。

3 市長委員会は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

(1) }
{ (略)
(3) }

4 市長委員会は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、

その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 (略)

2 前項のスポーツランドの有料施設の供用期間及び供用時間は、規則
教育委員会
規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長
委員会との協議により、供用
期間以外の日及び供用時間以外の時間に供用することができる。

4 (略)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第13条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) }
{ (略)
(3) }

(4) その他 市長
委員会が定める業務
(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則
教育委員会規則で定める。

別表第1

1 専用使用(屋外施設)

(略)
備考
1 (略)
2 少年野球場とは、15歳未満の者(中学校又はこれに準ずる学校に在学する15歳以上の者を含む。以下「少年」という。)が使用するものをいう。ただし、 <u>市長</u> <u>委員会</u> は、少年の使用を妨げない限度において、少年以外の者にも使用させることができる。
3 少年野球場にあっては、管理上支障がないと認めたときは、使用時間の区分の午前午後以外の時間においても使用の許可をすることができるものとし、この場合の利用料金の基準額は、 <u>市長</u> <u>委員会</u> が定める額とする。
4 <u>市長</u> <u>委員会</u> は、必要に応じて、庭球場の一部を1時間を単位とした専用使用に供するものとする。
5 (略)
6 附属設備の利用料金の基準額は、附属設備の種類又は品目ごとに <u>市長</u> <u>委員会</u> が定める額とする。

2 専用使用（屋内施設）

(略)	
備考	
1 } 2 }	(略)
3	<u>市長</u> <u>委員会</u> は、必要に応じて、体育館の競技場の一部を1時間を単位とした専用使用に供するものとする。
4 } 5 } 6 }	(略)
7	附属設備の利用料金の基準額は、附属設備の種類又は品目ごとに <u>市長</u> <u>委員会</u> が定める額とする。

3 個人使用

(略)

8 名古屋市プール条例（抜すい）

第2条 プールを使用しようとする者は、市長
教育委員会（以下「委員会」とい
う。）の許可を受けなければならない。

2 市長
委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) }
(2) } (略)

(3) その他市長
委員会が必要と認めるとき。

3 市長
委員会は、第1項の許可に際して、プールの管理上必要な条件を付けることができる。

第3条 （略）

2 前項の使用料は、使用の許可と同時に納付しなければならない。ただし、市長
委員会が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

第4条 市長
委員会は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額を、別表第1に規定する1回券の使用料の額から減免する。ただし、第1号に定める額を減免した後の使用料の額が100円未満となる場合の使用料の

額は、100 円とする。

(1) (略)

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者その他の規則
教育委員会規則で定める者 当該使用料の全額

2 前項に定めるもののほか、市長
委員会は、特別の事由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

第 5 条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、市長
委員会が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

第 6 条 (略)

2 鳴海プール等の使用者は、利用料金を指定管理者が市長
委員会の承認を得て定める期限までに納付しなければならない。

3 利用料金の額は、別表第 2 に定める基準額に 0.7 を乗じて得た額から当該基準額に 1.3 を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長
委員会の承認を得て定める額とする。ただし、名古屋市鳴海プール及び名古屋市南陽プールの駐車場の利用料金の額は、別表第 3 に定める額とする。

4 (略)

第 7 条 指定管理者は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額を、前条第 3 項の規定により定めた 1 回券の利用料金の額から減免する。ただし、第 1 号に定める額を減免した後の利用料金の額が 100 円未満となる場合の利用料金の額は、100 円とする。

(1) (略)

(2) 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者その他の規則
教育委員会規則で定める者 当該利用料金の全額

2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、市長
委員会が特別の事由があると認めたときは、利用料金を減免することができる。

第 8 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長
委員会が特

別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

第8条の2 プールの練習プール、屋内プール及びトレーニング室を使用しよ

うとする者は、第3条第1項及び第6条第1項の規定にかかわらず、市長
委員会が作成する練習プール、屋内プール及びトレーニング室に係る共通回数券並
びに屋内プール及びトレーニング室に係る共通定期券（以下「共通券」と総
称する。）を提出し、又は提示することによっても使用することができる。

2 }
3 } (略)

第8条の3 市長
委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の
条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことがで
きる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則
教育委員会規則の規定に違反したとき。

(2) }
() } (略)
(5) }

第9条 プールの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がプール

に特殊の設備を必要とするときは、市長
委員会の許可を受けなければならない。

2 (略)

3 使用者が前項の義務を履行しなかったときは、市長
委員会がこれを執行しその
費用は使用者からこれを徴収する。

第10条 使用者がプールの設備を破損し又は滅失したときは、市長
委員会の定める
損害額を賠償しなければならない。

第12条 市長
委員会は、プールの指定管理者の指定をしようとするときは、規則
教育委
員会規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基
準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2 プールの指定管理者の指定を受けようとする者は、規則
教育委員会規則で定め

るところにより、事業計画書その他必要な書類を市長
委員会に提出しなければならない。

3 市長
委員会は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

- (1) }
{ (略)
(3) }

4 市長
委員会は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

第13条 (略)

2 前項のプールの開場期間及び開場時間は、規則
教育委員会規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長
委員会との協議により、開場
期間以外の日及び開場時間以外の時間に開場することができる。

4 (略)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) (略)
- (2) プールの使用の許可
使用許可に関すること。
- (3) }
{ (略)
(4) }
- (5) その他市長
委員会が定める業務

第15条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則
教育委員会規則で定める。

別表第1

1 専用使用

(略)
備考 1 (略) 2 附属設備の使用料の額は、附属設備の品目ごとに <u>市長</u> <u>委員会</u> が定める額とする。

2 個人使用

(略)

9 名古屋市名城庭球場条例（抜すい）

（利用の許可）

第2条 名古屋市名城庭球場（以下「庭球場」という。）を利用しようとする者は、市長
教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。

- 2 市長
委員会は、管理上支障があるときその他委員会が必要であると認めるときは、利用を許可しない。

（利用料金）

第4条 （略）

- 2 利用者は、利用料金を指定管理者が市長
委員会の承認を得て定める期限までに納付しなければならない。

- 3 利用料金の額は、別表第1に定める基準額に0.7を乗じて得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長
委員会の承認を得て定める額とする。ただし、駐車場の利用料金の額は、別表第2に定める額とする。

- 4 （略）

（利用料金の減免）

第5条 指定管理者は、市長
委員会が特別の事由があると認めたときは、利用料金を減免することができる。

（利用料金の不還付）

第6条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長
委員会が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（利用許可の変更及び取消し）

第7条 次の各号のいずれかに
一に該当するときは、利用許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則教育委員会規則の規定に違反したとき。

(2) (略)

(3) その他市長委員会が必要と認めるとき。

(特別の設備)

第8条 利用者が庭球場に特別の設備をしようとするときは、市長委員会の許可を受けなければならない。

(指定管理者の指定の手続)

第12条 市長委員会は、庭球場の指定管理者の指定をしようとするときは、規則教育委員会規則

規則で定めるところにより、当該施設の設置の状況等に鑑みかんがみ、次に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定するものとする。

(1) }
{ (略)
(3) }

2 庭球場の指定管理者の指定を受けようとする者は、規則教育委員会規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長委員会に提出しなければならない。

3 市長委員会は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 (略)

2 前項の庭球場の休場日及び供用時間は、規則教育委員会規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長委員会との協議により、休場日及び供用時間以外の時間に開場することができる。

4 (略)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1)
- }
- (3)
- (略)

- (4) その他 市長
委員会 が定める業務
(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則
教育委員会規則 で定める。

別表第 1

(略)
備考
1 } 2 (略)
3 <u>市長</u> <u>委員会</u> は、必要に応じて、1 時間を単位とする利用に供することができるものとし、この場合の利用料金の基準額は、この表に定める額又は前号に定める額の 2 分の 1 に相当する額とする。
4 テニスコートの照明設備を使用する場合には、指定管理者が <u>市長</u> <u>委員会</u> の承認を得て認定する電気料金の実費相当額を利用料金に加算する。

(参考 2)

参 照 条 文

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162
号）抜粋

（職務権限の特例）

第23条 前2条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもの
のほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に
掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することと
することができる。

(1) （略）

(2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

(3) } (略)
(4) }

2 （略）